

救急ワークステーション石綿含有煙突断熱材除去復旧業務仕様書

1 業務名

救急ワークステーション石綿含有煙突断熱材除去復旧業務

2 業務概要

本業務は、救急ワークステーションのボイラー排気用煙突断熱材（石綿含有）の除去及び復旧を行う。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 履行場所

救急ワークステーション（中央区北11条西13丁目1番1号）

5 遵守法令等

受注者は業務の履行にあたり、次の関係法令・規定等を遵守すること。

- (1) 大気汚染防止法
- (2) 廃棄物処理法
- (3) 石綿障害予防規則
- (4) 労働安全衛生法
- (5) 札幌市生活環境の確保に関する条約
- (6) その他関係法令及び規程

6 業務内容

本業務は以下の事項について実施するものとし、各種作業は「札幌市特定粉じん排出等作業における飛散防止対策マニュアル（事業者向け）」に準拠すること。

- (1) 関係所管庁（市環境局、労働基準監督署等）と打ち合わせ、作業に伴い必要な各種届出は、原則受託者側で行い、委託者が行うべき届出について受注者は必要な情報提供を行うこと。
- (2) セキュリティゾーン及び各種掲示物の設置
セキュリティゾーンは上部及び下部作業室に各1カ所ずつ設置すること。また、各種掲示物は当該業務の開始から終了まで掲示すること。
- (3) 煙突頂部既存ステンレス笠木撤去及び陣笠笠置新設
石綿含有煙突断熱材を除去するための機械を煙突頂部に据え付けるため、既存のステンレス笠木は撤去するとともに、ステンレス製の陣笠笠置を新設すること。
- (4) 煙突横煙道一時撤去・復旧
作業中は機械室の横煙道を一時撤去し、施工終了後は再取付すること。
- (5) 石綿含有煙突断熱材の除去復旧
ア 湿式工法により石綿含有煙突断熱材の除去を行うこと。

イ 石綿の種類や含有率等については、契約後に委託者から情報提供する。

ウ 断熱材の復旧及び各種現況復旧作業等を行い、現況と同等以上の性能を有した状態とすること。

(6) 石綿気中濃度測定（位相差顕微鏡法）

ア 作業中は2点×3か所、養生撤去前2点×1か所、計8点で石綿気中濃度測定を行うこと。

イ 測定は位相差顕微鏡による分析（「アスベストモニタリングマニュアル（第4．2版）」（令和4年3月 環境省 水・大気環境局大気環境課 以下「マニュアル」という。）の「2．3．2 位相差顕微鏡法（PCM法）」による分析を行い、大気環境中のアスベスト濃度として総繊維数濃度で算出する。総繊維濃度数が1本/Lを超えた場合、マニュアル「2．3．3 分析走査電子顕微鏡法（A-SEM法）」による分析を行うこと。

(7) 報告書の作成

作業終了後は作業状況を写真撮影の上、報告書としてまとめ、完了届（本市指定様式）と併せて速やかに提出すること。

7 責任者の選任等

作業にあたり、以下の事項について作業者名簿を作成し、委託者へ報告すること。

- (1) 業務遂行を指揮監督するため、従業員から1名を責任者として選任
- (2) 石綿作業主任者の選任（石綿作業主任者技能講習を修了した者を選任すること）
- (3) 特別管理産業廃棄物管理責任者の選任
- (4) 作業従事者への石綿障害予防規則に基づく特別教育の実施

8 一般事項

- (1) 事前に工程表を提出するとともに、委託者と十分打ち合わせすること。
- (2) 施設を運営しながらの業務となるため、業務に支障のないように円滑に進行すること。
- (3) 作業の安全及び関連機器設備へ障害を与えないように十分注意すること。また不慮の事故が発生した場合は速やかに委託者へ報告するとともに、責任者の指示に従い受託者の責任において処理すること。
- (4) 本業務の作業時間は原則として9時から17時までとするが、事前に発注者と調整の上、実施すること。特に騒音の伴う作業については、細心の注意を払うこと。
- (5) 発生した廃石綿及びその他の廃棄物については廃棄物処理法等関係法令を遵守し、適正に処分すること。
- (6) 本業務内容に疑義が生じた場合は、委託者と速やかに協議すること。

9 担当

札幌市消防局総務部施設管理課施設係 大平

札幌市中央区南4条西10丁目 札幌市消防局庁舎3階

TEL 011-215-2030